

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 01

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる環境づくり
主担当局	こども青少年局				

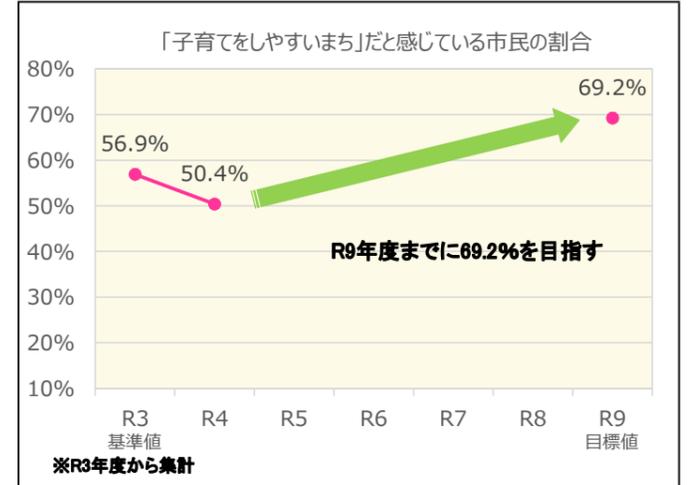
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
		数値	%	数値	H30	R1	R2	R3	R4
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	—	56.9	50.4
B こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	91.3	%	100	90.8	91.7	85.9	91.3	93.2
C 乳幼児健康診査受診率	↑	96.7	%	97.0	95.7	96.5	96.1	96.7	97.2
D 子どもの居場所の登録数	↑	—	箇所	74.0	—	—	—	—	—
E 実施回数が増加した子どもの居場所数	↑	—	箇所	43.0	—	—	—	—	—

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	子どもの医療費助成の拡充(乳幼児等医療費助成事業、福祉医療費支給関係事業)
2	産婦健康診査費用助成の創設(妊産婦健診事業)
3	産前産後ヘルパー派遣事業
4	妊婦歯科健診の個別受診化(母子歯科保健対策事業)
5	子どもの居場所推進事業
令和4年度 主要事業名	
1	子どもの医療費助成の拡充(乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、福祉医療費支給関係事業)
2	多胎妊婦への健診の充実(妊婦健診事業)
3	児童手当現況届に係る提出対象者の見直し
4	
令和3年度 主要事業名	
1	乳幼児健康診査事業(3歳児健康診査における屈折検査機器の導入)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援】	
(目的) 親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	
(成果) ①妊産婦出時に全員と面談を行い、母子健康手帳の交付や様々な制度を紹介するとともに、妊婦の困りごとを確認し必要な相談・助言を行っている。また、リスクを抱える妊婦については、支援計画を作成し、継続的な支援につなげている(令和4年度1,215人分作成)。令和5年1月からは、妊婦への経済的支援と相談支援の充実を目的として、国において創設された「出産・子育て応援給付金事業」の運営を開始した。	
②妊婦の歯周病を早期に予防する歯科検診は、保健所での集団検診を実施していたが、日程や利便性に課題があり、受診率(8%)が低い状態であったため、受診率の向上に向けて歯科医師会と協議を行う中で、令和5年度からは医療機関で実施する個別検診へ移行することとした。	
③身体的負担が大きい多胎妊婦の健診について、超音波検査を従来の6回から12回に増やし、経済的負担の軽減を図ることで、継続的な受診がしやすいように助成内容を充実した。	
④マタニティセミナーにおいては、コロナ禍に開始したオンライン講座や市内6地域振興センターとの共催を継続しながら、対面実施やペア参加、休日開催を増やし、より参加しやすい環境を整えた(75回(内、休日6回)参加実人数 妊婦374人 夫148人)。	
⑤出産後の心身の不調を抱える産婦については、産後ケア等の必要な支援につなげているが、より早期に対象者を把握し、家事育児の負担軽減等も含めた支援の充実を図れるように「産婦健診」、「産前産後ヘルパー派遣事業」を令和5年度から実施することとした。	
⑥乳幼児健診は、緊急事態宣言等の発令に備え個別健診を実施する体制を整備していたが、感染症対策を講じ年間を通して集団健診を行うことで、育児不安等を多職種で共有し早期の支援につなぐことができた。また、未受診児対応では、適切な時期に受診できるよう「いくしあ」との連携で得た情報を活用しながら受診勧奨を行い、休日健診には3回74人が受診するなど、受診率の向上を図った。(目標指標C)	
⑦3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、検査結果も踏まえ精密検査の必要性を説明したところ、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和4年度は76.4%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。	
⑧子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行っている。また、県内他都市の状況を踏まえ、本市の財政状況との整合性を図りつつ、持続可能な制度の拡充として、令和4年7月より所得制限を撤廃し、入院については18歳までを対象に自己負担額の全額助成を、通院については中学3年生までを所得と年齢の区分に応じた自己負担額の軽減を行った。	
(課題) ①「出産・子育て応援給付金事業」の実施に伴い、新たに導入する妊娠8か月時のアンケート調査の実施を踏まえ、課題を抱える妊産婦へのより効果的な支援体制を構築していく必要がある。	
②すこやかな胎児の成長及び妊娠期を過ごすため、重症歯周病による早産等のリスクについて効果的に周知することにより、受診率の向上につなげていく必要がある。	
⑤いきいき健康プランあまがさき策定に向け実施したアンケートにおいて、産後1年以内に利用したい支援は、家事の手伝い63.8%、上の子の送迎48.4%と令和5年度から導入する「産前産後ヘルパー派遣事業」に含まれる内容であったが、次に多かった支援は、子どもと一緒に休め育児相談もできる産科病棟等の産後ケアが46.6%であり、産後ケアの更なる充実が必要である。	
⑥乳幼児健診の受診率は97.2%(R4)であり、引き続き未受診者への把握に努め、適時適切な受診勧奨が必要である。	
⑧制度拡充後も近隣市の状況を把握するとともに、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。	
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】	
(目的) 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。	
(成果) ⑨新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数は減少したものの、回復基調にある(件数:R1 1,851件 ⇒ R2 1,071件 ⇒ R3 1,106件 ⇒ R4 1,343件)。	
(課題) ⑨登録後コーディネートまでに時間を要するため、急に援助が必要となった場合に対応が困難である。	
【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】	
(目的) 地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子どもコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援により、子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。	
(成果) ⑩食事の提供、学習支援、遊びなどを通じて、全ての子どもが継続的に安全・安心して過ごせる居場所が地域で広がるよう、「子どもの居場所推進事業」の創設に取り組んだ。(目標指標D・E)	
⑪食材寄付の受入れについては、保管場所の確保が難しい冷凍食品についても、CSWが寄付者と日時や受取方法を相談し、希望する子ども食堂等に配布できるよう、調整を行った。(目標指標A)	
(課題) ⑩補助金については、煩雑な手続は運営者にとって大きな負担になることから、申請手続等においては、その点を十分に配慮した制度設計を必要とする必要がある。また募集するにあたっては、子どもの居場所等の運営者に丁寧な説明をする必要がある。更に、これまで市で把握できていなかった子どもの居場所も含め、子どもが安全に安心して過ごせる居場所として、市民に広く周知する必要がある。	

令和5年度の取組

令和5年度の取組	
【妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援】	
①妊娠前から子育て期にわたり、母子健康包括支援センターの機能を基に、よりきめ細かな支援を実施するとともに、出産・子育て応援給付金制度の運営を行う中で、支援を必要としている妊産婦への伴走型の支援に努めていく。	
②妊産婦出時の面接時に、個別に歯科検診の受診券を交付するとともに、検診の必要性を説明する等、効果的な受診勧奨に努める。	
⑤令和5年度から実施する「産婦健診」において、医療機関との連携強化を図りつつ、課題を抱える産婦を早期に把握し、必要な支援につなげていく。また、子育て世帯の負担を軽減するための「産前産後ヘルパー事業」が幅広く利用されるよう周知を図っていく。あわせて、産後ケア事業の更なる充実に向けた検討を行う。	
⑥乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、子の保育園や幼稚園等への所属状況や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応を進める。	
⑧令和5年7月より、通院にかかる医療費について、1歳から就学前までの市民税所得割額23万5千円(県の所得基準額)以上の一部自己負担額があった対象者に対して全額助成とする。また、これまでの医療費助成による効果・影響の分析を進めるとともに、近隣市の状況も踏まえ、財源の確保や他の施策との総合的な検討を行う。	
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】	
⑨引き続き尼崎市ファミリーサポートセンターと連携し安全・安心な子育て環境を整えていく。	
【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】	
⑩補助金については、申請手続等を簡素化するとともに、説明会を実施する。また、子どもの居場所を登録制にし、その要件等をしっかり精査・検討したうえで、市内の子ども食堂を含めた居場所に目印となるステッカーの掲示やホームページ等で情報発信していく。	
⑪子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の情報収集を行い、市から各団体へ情報発信するためのツールとしてメール等を活用する。	

主要事業の提案につながる項目

【妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援】
⑤心身の負担が増す産婦世帯の育児負担感の軽減や不安・孤立感の解消に向け、産後ケア事業の更なる拡充を図る。

6 評価結果

評価と取組方針	
・これまでから行っている妊娠届出時の全員面談や新たに開始する妊娠8か月時のアンケート調査の実施等、引き続き妊娠からの切れ目のない支援を充実させていくとともに、特に支援が必要な妊産婦への支援につなげていく。	
・出産・子育ての不安や負担感の軽減に向け、幅広い取組を部局横断的に検討する。	

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 02

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	02 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H30	R1	R2	R3	R4
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	—	56.9	50.4
B 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	607	人	0	671	895	865	607	597
C 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	76	人	0	148	236	118	76	48
D 保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	99.1	%	98.5	97.3	97.3	98.8	99.1	99.1
E 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点)	↓	481	人	0	403	380	414	481	416

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】
(目的) 保育施設では、児童の受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等において子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。
(成果) ①認可保育所新設費用の補助により認可保育所を2か所(定員180人)新設するなど、前年度4月と比べ244人の定員を増やした。(目標指標A・B・C)
 ②子ども・子育て支援事業計画については、令和4年4月の保育ニーズの実績値が計画よりも600人以上上回っていたことから、直近の実績等を踏まえて中間見直しを行い、令和5年及び6年の保育ニーズ及び確保方策を見直した。(目標指標A・B・C)
 ③老朽化により建替えが必要な公立保育所のうち、次屋については東消防署跡地を候補地とした。
 ④公立保育所の民間移管については、第4次民間移管計画に基づき、元浜の移管を行い、0歳児保育や一時預かり等を実施し、また、移管に向けて七松の引継ぎ等の事務や南武庫之荘の移管法人の選定を行った。
 ⑤不適切な保育に関する事案が全国的に発生している為、令和5年2・3月にアンガーマネジメント研修を行うなど適切な保育の徹底を図った。また、保育士等の資質向上のため小規模事業所や認可外施設への巡回支援を行い、各園の保育内容を注視し必要な助言を行った。
 ⑥医療的ケア児の受け入れに向け、10月に医療的ケア実施ガイドラインを策定した。また、医療的ケア児保育支援事業を実施し、医療的ケア児を受け入れる1施設に補助を行い、保育を行う体制を支援した。
 ⑦令和4年度の未入所児童を対象に、休日夜間も含めたフォローコールを実施し、85人の未入所解消につなげた。令和5年4月向けの利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮を図り、追加調整を行ったことで更に57人を入所につなげた。(目標指標B・C)
 ⑧保育料の収納に関して、分納誓約や児童手当申出徴収の誓約を勧奨するとともに、コンビニ収納やキャッシュレス納付など納付環境を整備したことにより、現行の債権管理計画に掲げる目標収納率(98.3%)を上回る99.1%の収納率となった。(目標指標D)
 ⑨公設児童ホームは土曜日及び長期休業期間の朝の開所時間を延長した。また民間は3か所(定員75人)新設した。加えて、職員の欠員解消を図るため、資格等を有する派遣職員を配置した。(目標指標E)
 ⑩こどもクラブは保護者ニーズに対応するため、令和4年4月から開所時間を午後5時まで延長したことや昼食時間帯の開所を行ったことにより利用登録率が前年より増加した。また職員の欠員解消を図るため、代替職員として資格等を有する派遣職員を配置した。
(課題) ①②待機児童解消の取組を進めている中、一方で、少子化が進み将来的な保育ニーズの頭打ちが想定されるため、今後の中長期的な保育ニーズを見定めるとともに、利用者への利便性の配慮や既存事業者の持続可能な運営を踏まえ、次期計画の策定等に取り組む必要がある。
 ③杭瀬・武庫南については、近隣の公共施設等の有効活用の検討や民有地の所有者とも交渉するなど、用地確保を行う必要がある。
 ④南武庫之荘の民間移管をもって、現行計画が完了するが、引き続き多様化する保育ニーズへの対応や保育環境改善、待機児童解消等を進めていくため、今後の公立保育所が担うべき役割を踏まえた上で、次期民間移管計画に係る検討を行う必要がある。
 ⑤適切な保育が行われるよう専門研修を充実させるとともに、質の向上のため巡回支援を実施する必要がある。
 ⑥医療的ケア児は病状や必要な支援が様々であるため、関係機関との調整や看護師の配置等、受入体制の整備に時間を要する。
 ⑦児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて関係者等と協議を進めるとともに、引き続き待機児童解消に取り組む必要がある。
 ⑩こどもクラブの開所時間延長等について、更なる周知を図る必要がある。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

(目的) 保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。
(成果) ①市内在住の保育士資格を有する方(4,535人)へのDMの送付や市報の巻頭特集、2週間のWeb広告を実施した結果、保育士・保育所支援センター(あまのかけはし)の利用者が増加し、39人の保育士等を法人保育施設への就労につなげた。
 ②保育士の確保・定着化を図るため、新卒保育士確保事業として、46園・87人の新卒保育士等に対し10万円の補助を行うとともに、潜在保育士の対象者に短時間勤務者を含めた、潜在保育士確保事業として、22園・29人の潜在保育士等に対し5万円の補助を行った。そのほか、保育士奨学金返済支援事業(39園・102人)や宿舍借り上げ支援事業(74園・243人)を継続して実施した。
(課題) ①近隣市在住や本市に転入してきた保育士等に対し、支援センターの更なる認知度の向上が必要である。
 ②保育士実態調査の結果から、尼崎市の保育士確保策が魅力的であるとの回答を得られなかったことから(「尼崎市の保育所に就職した理由」について、「尼崎市の実施していた保育士確保策が魅力的であった」と回答した保育士は323人中1人のみ)保育士不足を補うにあたり、現行施策も継続しつつ、これまでと異なる視点からの支援を検討する必要がある。

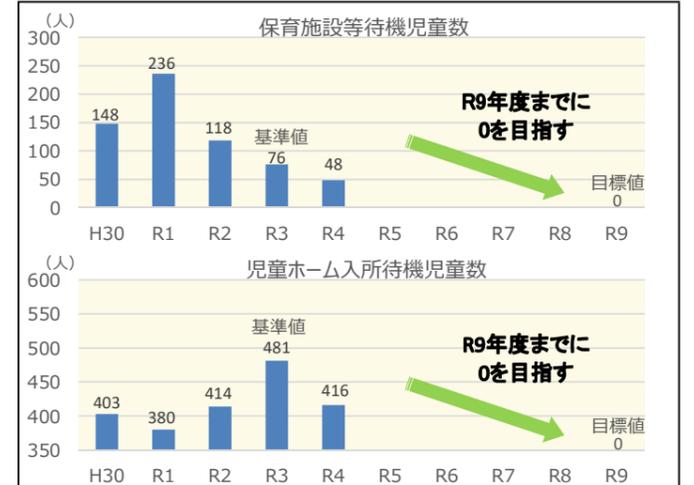
【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

(目的) 就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。
(成果) ③保育所や児童ホームの他、一時預かりや病児保育等により一時的な保育の提供体制を確保し保護者ニーズに対応した。
(課題) ③病児保育室の創設や再開を検討している医療機関が抱える課題を把握し、解消に向けた支援施策を検討するとともに、地域毎の設置施設数の偏り等の課題解決を図る。

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名
1 認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)
2 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
3 保育支援者の配置補助(保育体制強化事業)
4 医療的ケア児保育事業
5 あまのかけはし認知度向上のための取組(尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業)
令和4年度 主要事業名
1 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
2 認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)
3 保育施設等における衛生整備(保育環境改善事業、新型コロナウイルス感染症対策事業)
4 医療的ケア児保育支援事業
5 児童ホーム・こどもクラブ開所時間の延長(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業)
令和3年度 主要事業名
1 保育の量確保事業
2 保育環境改善事業
3 児童ホーム運営事業(おやつ提供事業)
4 (仮称)保育士・保育所支援センター設置運営事業
5 キャッシュレス納付の推進

4 参考グラフ等



6 評価結果

評価と取組方針

・保育の量の確保については、待機児童の状況の他、将来的な少子化やエリア別保育ニーズ等も踏まえた分析を進める。また、保育士の確保と就労の定着化に向けて、他都市の取組や潜在保育士のニーズの把握等、様々なデータを基に検討を進める。
 ・子育てと仕事の両立に向けては、経済的な負担や時間的な制約など解決すべき課題があることから、それらの軽減につながる施策の検討を進める。加えて、誰もが子育てしやすいまちとして積極的な情報発信に努めていく。
 ・児童ホームの開所時間の延長に向けて、児童の受入体制の整備を進める。

主要事業の提案につながる項目

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】
 ①待機児童解消に向け、様々な方策を検討し、適正な保育の量を確保する。
 ④令和6年度に南武庫之荘保育所の民間移管を行う。
 ⑨平日(長期休業期間含む)の開所時間の延長に向けて取組を進める。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】

①②あまのかけはしを活用してより多くの保育士等を法人保育施設への就労につなげるとともに、更なる保育士の確保・定着化に資する取組を検討する。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 03

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	03	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
主担当局	こども青少年局				

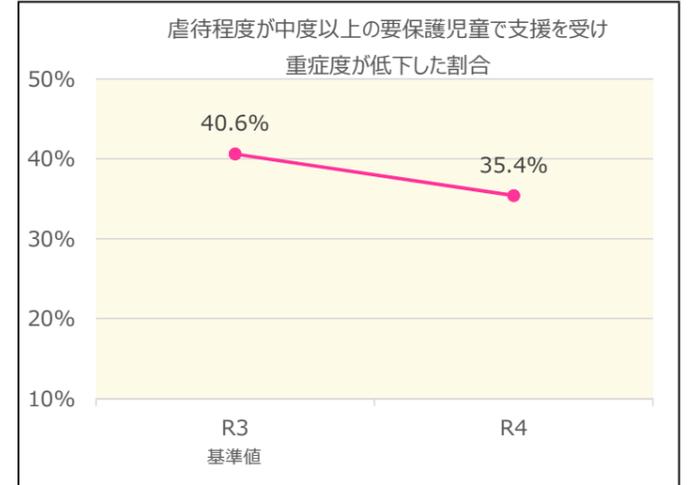
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
						H30	R1	R2	R3	R4
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	—	56.9	50.4	
B 要保護児童対策地域協議会の相談支援件数	—	3,301	件	—	2,566	2,709	2,952	3,301	3,738	
C 虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	↑	40.6	%	—	—	—	—	40.6	35.4	
D ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数(累計)	↑	79	件	295	—	6	43	79	105	
E 面会交流支援事業利用家族数	↑	—	家族	20	—	—	—	—	1	

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	ヤングケアラー支援事業
2	面会交流支援事業
3	要保護・要支援児童等心理的ケア事業
4	児童相談所設置に向けた整備の開始(児童相談所整備事業)
5	児童養護施設運営に係る補助金の見直し
令和3年度 主要事業名	
1	要保護・要支援児童等見守り強化事業
2	子どものための権利擁護委員会運営事業
3	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業(要保護児童等に関する情報共有システムの導入)
4	児童相談所設置準備事業
5	ユース相談支援事業

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】	
(目的) 多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。	
(成果) ①子どもの育ち支援センター(いくしあ)ではいくしあ内支援会議を定期開催することで、子どもに対し連携した支援を進めた。	
②要保護児童対策地域協議会(要対協)の相談支援件数が年々増加する中、要対協の受理会議を月1~2回から週1回開催に改め、より効率的に支援を進めたほか、支援のモニタリング等の改善に向けた検討を行った。(目標指標B)	
③切れ目のない発達相談支援に向けて関係部局と課題整理と対策を協議・検討し、その中でいくしあ・南北保健福祉センター間の年齢区分による支援を撤廃し、相互に情報共有することで市民を中心にした支援を行う体制とした。(目標指標A)	
④国の実証事業に参加し、子どもの育ち支援システムに教育が持つ情報を付加することで、リスク分析を行う機能追加を行った。	
(課題) ①いくしあ内支援会議の協議により支援方針を定めるが、その意図が支援担当者に十分に伝わっていないことがあった。	
②支援業務が増大する中、要対協の運営をより効率的なものとする必要がある。また、いくしあと南北保健福祉センターのサテライトの情報共有・協議等が即時に行えないことが支援業務の効率を下げていることが課題である。	
③保健所・南北保健福祉センター・いくしあが行う発達相談支援に係る各事業を、より効果的・効率的なものとする必要があるほか、乳幼児健診後のフォローにおける支援の進捗管理や、いくしあ・南北保健福祉センター間の情報共有を更に進める必要がある。	
④新システム運用開始の令和5年2月以降、リスク分析結果の検証・改善を進めている段階で、プッシュ型支援には至っていない。	
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】	
(目的) 切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。	
(成果) ⑤面会交流支援事業を活用することで別居親と子どもの面会交流が実現できた。(目標指標E)	
⑥要保護・要支援児童等見守り強化事業では、委託事業者と月1回支援状況を共有し連携した支援を行った(宅食支援58世帯、居場所支援40人)ほか、年3回事業運営について意見交換を行うことで改善を図るなど、官民協働による取組を進めた。(目標指標B・C)	
⑦幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し、就学時健診における児童面接を集団面接とする小学校を40校に広げたほか、モデル校3校で配慮が必要と思われる子どもの情報を、在籍園全園と連携し小学校に伝える取組を進めた。	
⑧施設支援事業では、事務改善を図ることで障害サービスを受ける子どもも事業対象とし、支援の充実を図った。	
⑨NPO法人との協働による研修会を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者の相互理解を深め、協働体制の強化を図った。また、過去他県への派遣で得られた知見をいくしあ全体の学びとし、いくしあで実践可能なことを考える研修会を開催した。	
(課題) ⑤面会交流支援事業の利用促進に向け更なる市民啓発が課題である。	
⑥地域資源と協働して児童虐待防止を進める中で、担い手となる地域資源の確保が必要となっている。	
⑦集団面接で要配慮とする判断基準が必要であるほか、モデル校の取組を全市展開する際の体制等を検討する必要がある。	
⑨行政と民間の協働体制の構築には、それぞれが行う業務内容や支援の強みなどについて相互理解を進める必要がある。	
【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】	
(目的) いくしあと一体的な支援を行う児童相談所(児相)の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。	
(成果) ⑩児童福祉司や児童心理司等の専門職確保に向け職員採用を実施したほか、県・他市の児相に職員派遣し人材育成を進めた。	
⑪シンポジウム・ワークショップ・県と里親会共催の里親セミナー開催や、学校等関係機関との意見交換等により連携強化を図った。	
⑫いくしあと児相が一体的に支援を行えるよう、事務室のワンフロア化を図りながらいくしあ新館の設計業務を進めた。	
(課題) ⑩令和8年度の組織・人員体制が定まっておらず、全国的に専門職の確保が困難な中、人材確保・人材育成が喫緊の課題である。	
⑪地域の支援団体や学校園・警察・病院等の関係機関とのより緊密な関係性の構築や相互理解の推進が不可欠である。	
⑫要対協の相談支援件数が増加する中、支援に注力するためには、効果的・効率的な業務に向けた環境整備が必要である。	
【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】	
(目的) 子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。	
(成果) ⑬若者支援を行う支援者等を対象に各地域でユース相談支援事業の講習会を実施し、早期支援に向け取り組んだ。(目標指標D)	
⑭支援を要するヤングケアラー等に訪問支援員を派遣し、負担軽減を図りながら必要な支援を行った。(実績:16世帯、派遣回数188回)また、当事者同士で交流や情報交換ができるイベントを実施し、参加者の相談等にも応じた。(実績:18回開催)	
⑮子どもの権利侵害に関する相談の調整等(33件)、窓口及び活動内容の周知・啓発の他、校則を再点検すべきと提言した。	
⑯子どもの人権アンケートの回答手法にデジタル媒体を追加し、調査・対応を行った。(調査対象事案数38件)	
(課題) ⑭家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自ら支援を求めることが難しく、相談・支援につなげることが困難である。	
⑮子どものための権利擁護委員会の欠員委員1名を補充し、体制強化を図る他、子どもを対象に当委員会の周知だけでなく児童の権利条約等に関する啓発の取組が必要である。	
⑯調査対象事案数は減少したが、「心を傷つける言葉遣い」に該当する事案が一定割合あったため、対応策を検討する必要がある。	

6 評価結果

令和5年度の取組	
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】	
①支援方針の共有や支援の進捗管理を推進しながらチーム支援に取り組む。	
①②③児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。	
②業務増大の中、更に支援に注力するため要対協の運営改善を図るほか、ICT機器の導入やサテライトの体制整備など3拠点間の業務効率化を検討する。	
④児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーが学校園などの関係機関と連携し、プッシュ型支援を実施することで早期支援につなげていく。	
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】	
⑤市Webサイトやチラシなどの媒体を活用し広く市民に向けて事業周知を図る。	
⑥委託事業者と児童ケースワーカーが支援情報を共有しながら、協働した支援を推進していく。また、担い手となる地域資源の開拓・確保に向け検討を進める。	
⑦モデル校入学者のフォローアップにより判断基準の策定を行う。また、モデル校の拡大とともに、全市展開に向けた体制整備を検討する。	
⑨民間との協働体制の強化に向けて、協働研修等の取組を継続して実施する。	
【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】	
⑩関係部局と共に、早期の専門職確保と職員派遣による人材育成を進める。	
⑪地域の支援団体や学校園など関係機関と相互理解を深め、支援のネットワーク機能を強化するほか、兵庫県や里親会と連携し、里親制度の啓発に取り組む。	
⑫児相業務に対応するシステム導入のほか、効果的・効率的な業務に向けて、AIを活用した相談支援システム導入、オフィスのあり方について検討を進める。	
【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】	
⑭ヤングケアラーの早期発見のため、相談フロー図を作成し、学校等関係機関とも共有するなど連携を一層進める。	
⑮欠員委員1名の人選を進めると共に、子どもを対象に広報活動を強化する。	
⑯教育委員会と連携し、事例を活用した振り返りや、子どもの個性等を理解するため必要な研修を行う。	
主要事業の提案につながる項目	
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】	
【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】	
①②③「こども家庭センター」設置に向けた体制整備を検討する。	
②⑫効果的・効率的な業務の推進に向け、ICT機器導入、児相對応のシステム構築、AIを活用した相談支援システム導入等を検討する。	
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】	
⑥児童虐待の未然防止・支援に向けて、支援の担い手確保等を検討する。	

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 04

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	04 子どもたちの生きる力をはぐむ環境づくり
主担当局	こども青少年局		

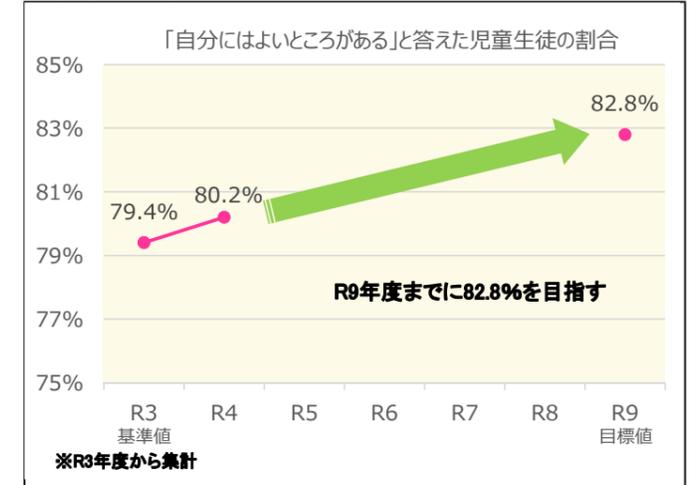
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H30	R1	R2	R3	R4
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	—	—	56.9	50.4
B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4	%	82.8	—	—	—	79.4	80.2
C ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5	%	92.5	—	91.9	89.0	89.5	85.2
D ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518	人	6,300	3,654	4,825	3,626	4,518	5,844

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	青少年いこいの家の再整備の開始(青少年いこいの家施設整備事業)
2	子ども・若者応援基金活用事業補助金
3	丹波少年自然の家事務組合負担金の見直し
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】
(目的) 豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。(小学5年生の自然学校の実施を含む。)
(成果) ①青少年いこいの家の再整備に向け、アスベスト調査を実施したほか、青少年団体や障害者団体を含めた関係機関への聞き取り調査を行い、これらを踏まえ、再整備後施設の基本理念、必要な機能、施設で提供するプログラム内容等を盛り込んだ「再整備の方向性(再整備方針)」を策定した。
(課題) ①青少年いこいの家の豊かな里山環境を生かしつつ、全ての人にとって利用しやすい施設づくりを進めていくため、利用者ニーズの把握に努め、再整備に向けた実施設計等に反映させていく必要がある。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】
(目的) ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。
(成果) ②次代の社会を担う子ども・若者を応援し、ユースワークを一層推進するため、子ども・若者応援基金(旧青少年健全育成基金)の活用方針を策定のうえ、基金条例の改正等を行い、基金の活用範囲を広げて、ユース世代の活動や子ども・若者育成支援団体の活動、先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する新たな補助制度「子ども・若者応援基金活用事業補助金」の創設に取り組んだ。(目標指標B)
 ③ユース交流センター(指定管理者: 尼崎ユースコンソーシアム)において、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンスル事業(23人参加)のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(72回3,420人参加)を実施し、中高生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。(目標指標A・B・C・D)
(課題) ②ユース世代や子ども・若者支援団体への事業周知を図るとともに、各団体が適切に事業遂行できるよう支援する必要がある。また、補助事業の審査にあたってユース世代の意見をしっかりと審査に反映させるための仕組みづくりが必要である。
 ③ユース交流センターのサテライト事業では、地域によってイベント回数や内容に隔たりがあるため、各地域振興センターと連携しながら、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業に参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。

令和5年度の取組

【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】
 ①施設の再整備に向け、実施設計等を予定しており、引き続き関係機関と調整しながら、再整備後も多くの人に利用される施設づくりを目指していく。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】
 ②基金活用事業の選定にあたっては、審査を行う付属機関に若者を加え、その意見を聴くとともに、補助事業の実施にあたっては必要な側面的支援を行う。
 ③ユース交流センターのサテライト事業実施にあたっては、各地域振興センターと緊密に情報交換や意見交換を行うとともに、各地域においてユースワークが展開されるようユースワーカーの養成に取り組んでいく。

6 評価結果

評価と取組方針

・ユースカウンスル事業をはじめ若者の自主的な活動への支援を通じ、若者の社会性や自己肯定感の育成に取り組む。また、活動を通じて得られた若者の意見を関係部局で共有し、ユースワークの推進に取り組む。

主要事業の提案につながる項目

--